

伊勢湾における海岸漂着物等に関する 行政評価・監視の結果

伊勢湾における海岸漂着物等に関する 行政評価・監視の結果

平成 25 年 2 月 4 日
総務省 中部管区行政評価局

総務省の中部管区行政評価局は、地域における各行政機関の業務の実施状況を調査し、現地的に解決が可能な事項について、関係行政機関に対し改善の通知（所見表示）を行っています。

本件は、中部管区行政評価局（局長：渕上茂）が、平成 24 年 8 月から 11 月にかけて調査（注）した結果に基づき、中部地方環境事務所及び中部地方整備局に対して平成 25 年 2 月 4 日に通知したものです。

（注）この調査は、中部管区行政評価局のほか、岐阜行政評価事務所も動員して実施

〔照会先〕

総務省 中部管区行政評価局

第二部第 3 評価監視官室

評価監視官 小川 純一

電 話：052-957-2952

背景事情

全国的に漂流・漂着ごみによる海岸機能の低下、環境・景観の悪化が問題化



国は、平成 21 年 7 月、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（いわゆる、海岸漂着物処理推進法。以下「法」という。）を制定

- ・国は、法に基づき、海岸漂着物対策を推進するための基本的な方針（基本方針）を同時に策定
- ・都道府県は、法及び基本方針に基づき、必要に応じて海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための地域計画を策定
- ・定期的な実態把握や効果的な発生抑制対策が必要

◆伊勢湾(三河湾を除く)では・・・

- ① 特に三重県の答志島において流木、葦、生活ごみ等が大量に漂着
- ② 閉鎖性海域であり、国外由来の漂着物はほとんどない一方、流域の複数の県を流れる河川等から流出したごみ等がみられることから、特定の地域だけでは解決困難な課題



国や県・市町村・民間団体等が一体となった取組の推進が必要

中部管区行政評価局（岐阜行政評価事務所も動員）は、閉鎖性海域である伊勢湾における海岸漂着物等をめぐる課題を把握するとともに、効果的な発生抑制策等に資するため調査を実施し、その結果に基づき、関係機関に対し必要な改善措置を通知（所見表示）

【所見表示事項】

- 1 伊勢湾における海岸漂着物等対策の推進
- 2 海岸清掃作業における安全管理の徹底
- 3 海岸漂着物の発生抑制につながる取組の推進

【所見表示先】 中部地方環境事務所、中部地方整備局

1 伊勢湾における海岸漂着物等対策の推進 (報告書 P 2 ~ P20)

制度の仕組み等

- 法第 22 条において、国及び地方公共団体は、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない旨規定
- 閉鎖性海域である伊勢湾の海岸漂着物等対策については、関係機関等が連携して取り組んでいく課題であるとともに、複数の県等にまたがることから、国の積極的な関与が必要
- 取組の効果を客観的に評価するためには、伊勢湾全域における海岸漂着物等の量の増減について、経年的なデータを把握する必要あり
- 海岸漂着物等の多くを占めている流木・灌木・葦などの「自然系」漂着物の発生抑制対策も重要

調査結果

- 伊勢湾全域で、毎年、どれくらいの海岸漂着物が発生（漂着）し、経年的な増減はどうなっているかについては、今までほとんど調査されていない。
〔調査例〕
 - ・ 三重県が特定地点で実施した実態調査結果から、1 m 当たりの実測量に伊勢湾の海岸延長を掛けて算出した例 (1 万 2,000 トン/年と推計)
 - ・ 中部地方整備局が平成 12 年から 16 年にかけて実施した実態調査において、海域と港湾の漂流物等を回収したものに、沿岸市町村が回収した漂着物等を加味して算出した例 (6,354 m³/年と推計) ⇒ 算出方法や単位も区々
- 流木等との衝突により定期船の運行に支障が生じるなど実害も生じているが、関係機関において「自然系」漂着物の効果的な発生抑制対策について議論されていない。

所 見

中部地方環境事務所は、伊勢湾における海岸漂着物等対策を推進する観点から、次の事項について効果的な手法を調査検討するとともに、その検討結果を踏まえ、関係機関による合議組織（伊勢湾の水質及び生態系の改善・回復等を目的に設置された中部地方整備局の「伊勢湾再生推進会議」など）の場等を活用して、関係機関が協議するよう、助言していく必要あり

- ① 海岸漂着物等の発生（漂着）状況について、経年的な推移を把握していくこと。また、伊勢湾全体の海岸漂着物等の発生抑制対策の指標を設けることについて検討すること。
- ② 流木等の自然系漂着物の発生抑制対策について検討すること。

2 海岸清掃作業における安全管理の徹底 (報告書 P21～P29)

制度の仕組み等

- 海岸漂着物等の清掃活動には、ボランティア団体等が積極的に参加しており、法第 25 条第 2 項において、国及び地方公共団体は、民間団体等の活動の安全性を確保するために十分な配慮が必要と規定
- 環境省は、海岸清掃にはボランティアの参加も想定されることから、「海岸清掃事業マニュアル」(以下「清掃マニュアル」という。)の中に、安全管理における具体的な配慮事項も盛り込み、海岸管理者である都道府県等に送付

調査結果

- 調査した愛知県及び三重県では、清掃マニュアルが十分活用されておらず、実際に海岸清掃に参加したボランティア団体等の中には、関係する県や市町から、清掃作業中の危険物への対応に関する注意喚起を受けていない例あり
- 伊勢湾の海岸において、法施行後、ボランティアとして海岸清掃に参加した児童などが、注射器を回収した際に針でケガをした事例が 2 件発生
- 当局が伊勢湾の海岸を実地に調査したところ、注射器、ガスボンベ、薬品容器、消火器などの危険物が散乱している実態を確認 [資料 1 参照]
⇒ 今後も、海岸清掃時に負傷事故等が発生するおそれあり



所 見

中部地方環境事務所は、海岸清掃に参加する民間団体等の安全確保を図る観点から、愛知県及び三重県に対して、清掃マニュアルを参考に、海岸清掃作業の安全管理を徹底するよう助言する必要あり

3 海岸漂着物の発生抑制につながる取組の推進 (報告書 P30～P50)

(1) 河川の維持管理の推進 (報告書 P30～P41)

- 海岸漂着物等の対策は、行政や民間団体等が適切な役割分担と連携の下に取り組む必要あり ⇒特定の国の機関や自治体の取組だけでは解決せず
- 発生抑制についても、色々な取組が考えられるが、その一つとして、河川管理者が河川管理を推進することにより、海岸漂着物となるおそれのあるものが、河川を通じて海域へ流出することの抑制につながると考えられる。
- 中部地方整備局は、河川法に基づき、治水・利水・環境上の支障が生じないよう河川の維持管理を実施



以下のとおり、海岸漂着物となりうるものが海域へ流出するおそれのある事例がみられた。〔資料2 参照〕

① 生活ごみ、流木・葦などの事例

制度の仕組み等

- 環境省が取りまとめ役となっている海岸漂着物対策推進会議において、国土交通省は、河川管理の強化等を行っていくと説明
- 伊勢湾再生推進会議(国・県・政令市等で構成)が平成19年3月に策定した「伊勢湾再生行動計画」では、『ゴミの無い美しい水際線・河川の確保のため、ゴミ・流木の回収を実施する』と記載

調査結果

- 車を止めやすく、不法投棄されやすい河川敷に生活ごみを確認(4か所)。うち、LPガスボンベやスプレー缶などの危険物を含むごみが放置されているものが1か所
- 流木や葦などの自然系ごみが堆積(4か所)

② 樹木の事例

制度の仕組み等

- 河道内樹木については、治水機能や生態系の保全などの重要な機能がある反面、流下能力の阻害や流木化が懸念
- 海岸漂着物対策推進会議において、国土交通省は、河道内樹木の計画的伐採も行う旨説明
- 河川砂防技術基準において、「治水上及び環境上の機能等に配慮しつつ、支障の大きなものから順次伐開」等と規定

調査結果

樹木が枯れる等により、水面に倒れかかっているもの(3か所)

③ 老朽化した不法係留船の事例

制度の仕組み等

- 老朽化した不法係留船は、増水により海域に流出し、海岸に漂着する前に定期船の航行等に支障を及ぼすおそれあり
- 不法係留船については、河川砂防技術基準において、計画的な撤去と、行為者への警告看板の設置、行為者不明の場合の代執行など、手順に従った処理を規定

調査結果

老朽化した不法係留船が放置(5か所)
うち、所有者に対する警告が行われていないものが4か所、警告後、長期間放置されているものが1か所

所 見

中部地方整備局は、河川の維持管理を推進する観点から、河川事務所等に対し、海岸漂着物の発生抑制の視点も念頭に置いて河川管理を行うとともに、以下の措置を講ずるよう指示する必要あり

- ① 不法投棄されやすい場所及び自然系ごみが堆積しやすい場所を重点的に巡視する箇所を含めるなど、河川巡視方法を工夫すること。
- ② 枯れる等により水面に倒れかかっている樹木については、鳥類・魚類等の生息環境等も配慮して、治水上も支障の大きなものは撤去を検討すること。
- ③ 老朽化した不法係留船等で治水上支障の大きいものは、警告を発し、また警告後の自主撤去期限を過ぎたものは強制撤去の手続を進めること。

(2) 河川美化のための民間団体等との連携強化 (報告書 P42～P50)

制度の仕組み等

- 基本方針において、海岸漂着物の問題には、海岸を有する地域のみならず広範な国民による協力が不可欠であり、国民や民間団体等による自主的かつ積極的な取組が促進されることが重要と規定
- 中部地方整備局では、国の直轄管理河川について、民間団体等と連携した河川美化活動を行っており、新しい取組として、海外に端を発する「アダプト制度」(※)も導入
- 国土交通省は、毎年7月を「河川愛護月間」と定め、これに基づき、全国の河川では、地域住民や民間団体等の協力を得て、河川の一斉清掃を実施

※ 「アダプト制度」は、行政と民間団体・企業等が契約（合意書を交換）し、民間団体等が行政から備品等の支援を受けて清掃を行う制度。米国で初めて導入され、我が国でも広がっている。

調査結果

- 中部地方整備局管内において、伊勢湾に流れる国の直轄管理河川を所掌する4河川事務所等のうち、3事務所（庄内川、木曽川上流、木曽川下流）では、アダプト制度を導入しており、参加者も増えつつある。
〔例〕 庄内川河川事務所の参加人数：
5団体 340人（平成15年度）→30団体 2,754人（22年度）
一方、地域に、清掃活動に積極的であるとみられる団体等が存在しているにもかかわらず、導入していない事務所（三重河川国道事務所）もみられる。
- 中部地方整備局では、一斉清掃を「河川愛護月間」の7月でなく、台風シーズン後の秋に実施することにより、長い期間河川をきれいに保てることから10月に実施
⇒ 7月に実施すれば台風シーズンに河川敷からごみ等が流出することの抑制につながる効果があると考えられる。

所 見

中部地方整備局は、海岸漂着物の発生抑制対策につながる効果的な取組及び河川愛護運動を推進する観点から、アダプト制度未導入の河川事務所への同制度導入や河川愛護月間（7月）中に民間団体等と連携した河川一斉清掃を行うなど、民間団体等が行う河川の美化活動が一層促進されるような方策を検討する必要がある

海岸に危険物が漂着等している事例

資料 1

写真1 注射器【医療系廃棄物】



写真2 薬品容器【医療系廃棄物】



写真3 ガスボンベ【高圧ガス】



写真4 消火器【高圧ガス】



写真5 農薬容器【薬品類】



写真6 鋭い金属片の刺さった木材【その他】



(注) 1 【 】内に記載したのは、農林水産省及び国土交通省が策定した「海岸漂着危険物ガイドライン」で定められた海岸漂着危険物の分類である。

2 実地調査を行った海岸は次のとおり

吉崎海岸（三重県四日市市）、白子海岸（三重県鈴鹿市）、白塚海岸（三重県津市）、町屋海岸（三重県津市）

海岸漂着物となりうるものが河川敷等でみられた事例

資料 2

写真 1 危険物が放置されている事例



写真 1 の事例がみられた場所の概略図

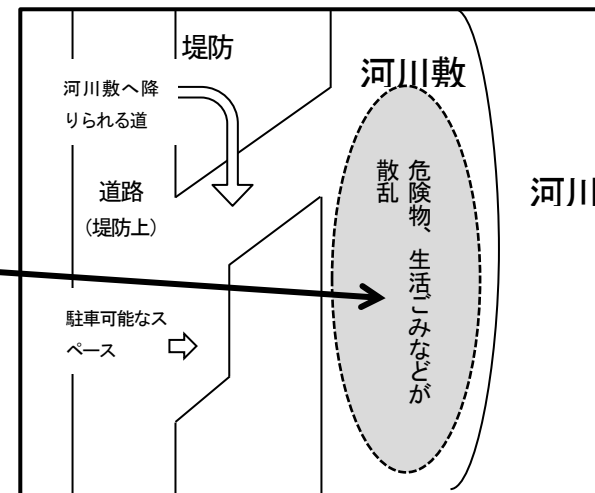


写真 2 河川敷にある流木の事例



写真 3 流出しそうな樹木の事例



写真 4 老朽化した船の事例



(注) 実地調査を行った河川は次のとおり (計 8 河川 : いずれも国の直轄管理河川)

宮川水系(宮川、勢田川、大湊川)、櫛田川水系(櫛田川、佐奈川、祓川)、雲出川水系(雲出古川)、木曽川水系(揖斐川)